

狭山市告示第 139 号

平成17年狭山市告示第272号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、平成19年6月20日から施行する。

改正後の告示の規定は、同日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項に規定する計画を通知する建築物について適用し、平成18年1月1日から平成19年6月19日までの間に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、改正前の告示の規定による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、改正前の告示の第1号から第7号までの規定による。

平成19年 5月28日

狭山市長 仲川幸成

前文中「第7条の3第1項」を「第7条の3第1項第2号」に改め、第6号を削り、第7号中「及び法」を「、法」に改め、「書類を提出する建築物」の下に「及び法第18条第2項に規定する計画を通知する建築物」を加え、同号を第6号とし、第8号中「中間検査を」を「当該中間検査を」に改め、同号を第7号とする。